

# 異議申立書

平成28年2月8日

宮城県議会議長殿

異議申立人

仙台市民オンブズマン

代表 野 呂 圭

異議申立人は次のとおり異議を申し立てる。なお告知された日は平成27年12月16日で、貴殿に対し60日以内に異議申立できる旨の通知がありました。

## 異議申立人の表示

仙台市青葉区中央四丁目3番28号朝市ビル3階宮城地域自治研究所内

仙台市民オンブズマン

代表 野 呂 圭

## 異議申立に係る処分

平成27年12月16日付、宮議第353号公文書部分開示決定による「領収書等添付票」の一部を不開示とした決定。

## 異議申立の趣旨

異議申立に係る処分を取り消す。

## 異議申立の理由

第1 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（以下「県議会条例」という）第8条第2号に該当しないこと

### 1 県議会条例第8条第2号の解釈

「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」の解釈  
県議会条例8条2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものは、慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報を除き不開示とする。

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないこ

とを定めたものである。

他方、県議会条例第1条は「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、宮城県議会(以下「議会」という。)の保有する公文書の開示を請求する権利及び情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。」と定める。

個人のプライバシーを最大限に保護するといっても、「議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにする目的」「県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与する目的」からする制約は免れない。そのため、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものについては、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するものと解釈されるべきである。

実際、宮城県情報公開条例(以下県条例という)では「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが該当するものである。例えば、被表彰者の氏名、県主催で行われる懇談会等に出席した相手方の職、氏名などがこれに当たるものと解釈されている。

## 2 県条例の解釈

県議会条例と県条例は、不開示事由を定めた8条2号の文言は全く同一であり、条例の目的を定めた第1条も、表現は異なるが、「説明責務を全うすること」と「県民の理解と県政参加促進」を目的として謳っていることは同じである。従って、8条2号は同様に解釈されねばならない。

## 3 食糧費関係文書の開示基準

情報公開条例の解釈及び運用基準のひとつである「会議等に係る食糧費に関する行政文書の開示基準」では、「食糧費の支出を伴う会議等については、より公正で開かれた県政を推進し、県政に対する県民の信頼の回復に努めるため、今後、会議等に関する情報を原則として公開することとされた。」とし、この趣旨に基づき、会議等に係る食糧費の支出に関して、可能な限り県民にその支出状況を明らかにするため、食糧費の種類、行政文書の記載事項

ごとに統一的な開示基準を定めている。

これによると、「(1) 式典、イベント等に係る飲食に要する経費：事業として開催される式典、イベント等の一環として行われる飲食に要する経費、(2) 会議等に伴う弁当、茶菓に要する経費：種々の会議、打合せ等の際に、出席者に提供される弁当、茶菓に要する経費、(3) 意見交換、情報収集等に伴う飲食に要する経費：個々の事業の円滑な執行を図るため、行政上の必要性から行われる意見交換、情報収集等の際の飲食に要する経費、(4) 交渉、折衝等に伴う飲食に要する経費：個々の事業の執行に当たり、相互の利害関係事項について相手方と協議し決定するために行う交渉、折衝等の際の飲食に要する経費」が対象とされる。

対象とする行政文書は、① 起案文書、② 支出負担行為兼支出命令決議書（又は支出負担行為決議書及び支出命令決議書）、③ 請求書であり、記載事項として「出席者の所属、職名及び氏名（県職員、相手方）」「支出金額」「支出内訳」が含まれている。

開示基準は、(1) 式典、イベント等に係る飲食に要する経費については、「出席者の所属、職名及び氏名（県職員、相手方）」「支出金額」「支出内訳」は全て「開示」とされ、(2) 会議等に伴う弁当、茶菓に要する経費(3) 意見交換、情報収集等に伴う飲食に要する経費(4) 交渉、折衝等に伴う飲食に要する経費については、「出席者の所属、職名及び氏名（県職員、相手方）」「支出金額」「支出内訳」は全て「原則開示」とされている。

#### 4 知事交際費関係文書の開示基準

情報公開条例の解釈及び運用基準のひとつである「知事交際費関係文書の開示に係る取扱い基準」では、「懇談又は懇談会、懇談以外の行事の会費・祝儀・個人への祝い金・香典・見舞い・記念品・土産代・祈健闘・領収書情報」について、個人名は全て「開示」とされている。

#### 5 開示基準の考え方

食糧費関係文書であろうと知事交際費関係文書であろうと、それらの行政文書に記載されている個人識別情報は、本来は県条例 8 条 2 号で不開示となるはずのものである。では何故上記のような解釈がなされているのであろうか。

この開示基準は、今後はこのような開示基準で開示するから「公開することが予定されている」という単純な理由付けではない。

食糧費は悪名高い官官接待の温床となり、知事交際費もその使途の不透明性がつとに指摘されてきた。このことから「説明責務を全うする要請」と「県

民の理解と県政参加促進の要請」がプライバシー保護の要請に勝るとの利益衡量の下に「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当すると解釈されているのである。

より具体的にいえば、日時や金額だけ開示しても個人名が開示されなければ、本当にその食糧費や知事交際費がその相手に支払われたのか、また実際にそのような会合が行われたのかについて直接その本人に確認することができない。その結果不正支出が横行した歴史的事実が存在する。そこで不正の温床になりやすい反面、使途の透明性・適正性確保の要請が強いこれらの費目については、「個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられる」限り開示することとしたのである。

## 6 政務活動費の性格

政務活動費がかつての食糧費や知事交際費以上に不正に支出され続けていることはもはや公知の事実である。以下に政務調査費住民訴訟で返還を命じた判決事例と住民監査請求で返還勧告が出た事例を掲げる。

<政務調査費住民訴訟 返還を命じた勝訴判決事例>

- ・2002年8月19日 金沢市議 調査研究費剰余金 54万円返還命令 金沢地裁
- ・2004年1月30日 徳島県議 県政調査研究費 400万円海外視察旅行返還命令 徳島地裁→原告死亡により、高松高裁係属中に終了
- ・2004年2月24日 弘前市議 政務調査費ガソリン代 24万5千円返還命令 青森地裁→2004年7月29日 仙台高裁でも勝訴、確定
- ・2004年2月26日 三重県議 事務費のうち 1869万5172円返還命令 津地裁→2005年8月24日敗訴名古屋高裁→2007年2月8日最高裁不受理で敗訴確定
- ・2004年10月20日 札幌市議 1542万165円返還命令 札幌高裁→2006年9月21日 最高裁で確定(原審 札幌地裁)
- ・2005年8月22日 函館市議 324,330円返還命令 函館地裁→2007年2月9日 115,97万円返還命令札幌高裁→2009年7月7日「会派全体の意思統一は不要」高裁に差し戻し最高裁
- ・2006年4月14日 品川区議 飲食代 769万8995円返還命令 東京地裁→議員側が全額返還し、2007年1月17日東京高裁棄却判決
- ・2006年7月19日 寝屋川市議 326万9048円返還命令 大阪地裁→2007年12月26日 6,469,318円返還命令大阪高裁
- ・2006年10月20日 弘前市議 政務調査費 233万円返還命令 青森地裁→2007年4月26日 約182万円返還命令 仙台高裁→2007年10月26

日最高裁で上告棄却・確定

- ・2007年3月22日 名古屋市議 2460万円返還命令 名古屋地裁→2008年4月22日約166万返還命令 名古屋高裁→2009年1月16日 上告棄却で確定
- ・2007年4月27日 仙台市議 視察28件違法 770万円返還命令 仙台地裁→2007年12月19日 5,195,078円返還命令 仙台高裁
- ・2007年5月25日 弘前市議 625万円返還命令 青森地裁→2007年12月20日約504万円返還命令 仙台高裁
- ・2007年10月12日 長野県議 飲食を目的とする会の会費 2.5万返還命令長野地裁
- ・2007年11月13日 宮城県議 交通費定額支給額と実費の差 約665万円返還命令仙台地裁
- ・2008年2月4日 金沢市議 金沢市議政務調査費 「食糧費」「食料費」名目1540万返還命令 名古屋高裁金沢支部 (1審2006年6月19日金沢地裁は敗訴)
- ・2008年3月12日 鹿沼市議 H17年度飲食代約483,000円返還命令 宇都宮地裁
- ・2008年5月16日 函館市議 H16年度分政務調査費 20万円返還命令 函館地裁→2009年2月27日 原告被告双方棄却 札幌高裁 →2010年2月23日 8万7940円の返還命令が確定
- ・2008年11月10日 島根県議 約69万円返還命令 松江地裁
- ・2008年11月11日 仙台市議 約480万円返還命令 仙台高裁(差戻審)→2009年10月2日上告棄却で確定
- ・2008年12月1日 宮城県議 「簡便計算方式」8833万円返還命令 仙台地裁→2009年3月23日地裁返還命令(約9500万円)の半額返還で和解 仙台高裁
- ・2008年12月26日 浜松市議 43,039円返還命令 静岡地裁確定
- ・2009年2月17日 倉敷市議 平成18年度政務調査費 約162万円返還命令 岡山地裁 確定
- ・2009年2月26日 桑名市議 平成17年度政務調査費1,743,204円の違法確認 (返還は棄却) 名古屋高裁
- ・2009年3月23日 豊橋市議 約7万円返還命令 名古屋地裁
- ・2009年3月26日 名古屋市議 昼食代と会派機関紙の一部 1,422,225円返還命令 名古屋地裁→2009年9月17日 2審も同額返還命令→

2010年9月30日最高裁で確定

- ・2009年3月27日 枕崎市 約63000円返還命令 鹿児島地裁
- ・2009年7月15日 大田原市議 180,000円返還命令 宇都宮地裁
- ・2009年10月20日 稚内市議 222,000円返還命令 旭川地裁
- ・2010年2月19日 吉野川市議 平成18年度 13,914円返還命令 徳島地裁
- ・2010年3月19日 霧島市議 184,785円返還命令 鹿児島地裁
- ・2010年3月23日 かすみがうら市 1審2審原告敗訴を破棄差し戻し 最高裁第三小法廷
- ・2010年3月26日 弘前市議 平成17年度 7,265,238円返還命令 青森地裁→2011年5月20日 665万返還命令 仙台高裁(確定)
- ・2010年3月26日 熊本市議 平成17年度 4,781,414円返還命令 熊本地裁
- ・2010年3月29日 小松市議 平成17年度 683,770円返還命令 金沢地裁
- ・2010年6月9日 横浜市議 平成17年度 3,326,239円返還命令 横浜地裁→2010年11月5日 1,551,172円返還命令 東京高裁
- ・2010年11月19日 岩手県議 平成17年度 4,233,782円返還命令 盛岡地裁→2011年9月30日 岩手県議政務調査費 970万円違法 仙台高裁→13/7/29 上告棄却で確定
- ・2011年1月19日 小山市議 平成19年度 約51万5千円返還命令 宇都宮地裁
- ・2011年1月21日 直方市議 平成19年度 155,200円返還命令 福岡地裁
- ・2011年2月24日 大分県議 平成17年度 3616万返還命令 大分地裁→2012年1月31日 2審も勝訴 福岡高裁(確定)
- ・2011年3月8日 釧路市議 平成18年度 219万返還命令 釧路地裁
- ・2011年3月23日 名古屋市議 平成16年度 4614万返還命令 名古屋地裁→2013年1月31日 294万返還命令に減額 名古屋高裁→13/9/19 最高裁で上告棄却 確定
- ・2011年5月11日 西宮市議 平成19年度 183万返還命令 神戸地裁→11/5/26 確定
- ・2011年12月9日 徳島市議 平成18年度 563万6822円返還命令 徳島地裁→2012年10月18日 456万778円返還命令 高松高裁
- ・2012年1月18日 川崎市議 平成15-16年度 約1億1740万円返還

命令横浜地裁

- ・ 2012年2月3日 弘前市議 平成18年度 835万円返還命令青森地裁  
→ 13/7/26 790万7480円返還命令 仙台高裁
- ・ 2012年3月27日 和歌山県議 平成16-18年度 1340万円返還命令和歌山地裁
- ・ 2012年5月29日 岡山市議 平成19年度 約450万円返還命令岡山地裁→  
13/3/21 約360万返還命令 広島高裁岡山支部
- ・ 2012年8月20日 新潟県議 平成19年度 約100万円返還命令新潟地裁→  
13/6/4 約100万円返還命令東京高裁(確定)
- ・ 2012年10月2日 宝塚市議 平成21年度 7975円返還命令 神戸地裁
- ・ 2012年10月16日 金沢市議 平成21年度 約177万円返還命令金沢地裁  
→ 2013年7月3日 1005万円返還命令 名古屋高裁金沢支部→ 2015年1月15日に最高裁で確定
- ・ 2012年10月18日 堺市議 平成20年度 192万円返還命令大阪地裁→  
2013年3月22日 192万円返還命令(確定)
- ・ 2012年10月31日 目黒区議 平成19年度 30705円返還命令東京高裁→  
2014年12月3日 上告棄却で確定
- ・ 2013年1月29日 岡山市議 平成20年度 約619万円返還命令 岡山地裁
- ・ 2013年1月29日 和歌山県議 平成14-17年度政務調査費 約7797万円返還命令 和歌山地裁→ 2014年1月30日 計7231万8750円返還命令(確定)
- ・ 2013年2月20日 栃木県議 12万807円返還命令 宇都宮地裁→  
13/9/2737,500円返還命令に減額東京高裁
- ・ 2013年2月27日 堺市議 平成17年度 392万1192円返還命令 大阪地裁(確定)
- ・ 2013年6月19日 神奈川県議 平成15-18年度 約2億3700万円返還命令 横浜地裁(確定)
- ・ 2013年7月26日 掛川市議 平成17-19年度 180万円返還命令 静岡地裁
- ・ 2013年7月31日 福井県議 平成21年度 36万円返還命令 福井地裁→  
14/5/28 逆転敗訴 名古屋高裁金沢支部→ 2015/1/22 上告棄却で確定
- ・ 2013年8月29日 橿原市議 平成22年度 約62万円返還命令 奈良地裁

- 約 73 万円返還命令 大阪高裁（確定）
- ・ 2013 年 9 月 19 日 山梨県議 平成 21-22 年度研修旅行＋政務調査費 850 万円返還命令 東京高裁→ 2014/5/19 最高裁で確定（2013 年 3 月 19 日 甲府地裁敗訴判決）
- ・ 2013 年 11 月 18 日 福岡市議 平成 18 年度 2200 万円返還命令 福岡地裁（確定）
- ・ 2014 年 1 月 16 日 愛知県議 平成 21 年度 約 2860 万円返還命令 名古屋地裁→ 15/12/24 約 8116 万円全額返還命令 名古屋高裁
- ・ 2014 年 3 月 26 日 大阪市議 平成 20-21 年度 174 万 2765 円返還命令 大阪地裁→ 2014/9/11 126 万 4265 円返還命令 大阪高裁
- ・ 2014 年 7 月 11 日 北海道議 平成 21 年度 3792 万 5 千円返還命令 札幌地裁→ 15/6/12 3792 万 5 千円返還命令 札幌高裁
- ・ 2014 年 9 月 3 日 杉並区議 平成 23 年度 25 万 5000 円返還命令 東京地裁
- ・ 2014 年 10 月 16 日 石川県議 平成 22-23 年度 739,718 円返還命令 金沢地裁 その 1 その 2 → 15/4/15 約 74 万円返却し控訴棄却 名古屋高裁金沢支部
- ・ 2014 年 10 月 24 日 和歌山県議 平成 18 年度 約 1473 万円返還命令 和歌山地裁→ 15/7/30 約 1360 万円返還命令 大阪高裁（確定）
- ・ 2014 年 11 月 11 日 金沢市議 平成 23 年度 約 117 万円返還命令 金沢地裁→ 15/5/20 約 117 万円返還命令 名古屋高裁金沢支部
- ・ 2014 年 11 月 27 日 仙台市議 平成 20 年度 約 2120 万円返還命令 仙台地裁
- ・ 2014 年 11 月 27 日 奈良県議 平成 23 年度 約 25 万円返還命令 奈良地裁
- ・ 2015 年 1 月 20 日 岡山市議 平成 21 年度 581 万 5840 円返還命令 岡山地裁
- ・ 2015 年 3 月 26 日 金沢市議 平成 22 年度 788,827 円返還命令 金沢地裁 → 15/9/2 784,680 円返還命令 名古屋高裁金沢支部（確定）
- ・ 2015 年 5 月 15 日 北九州市議 平成 23 年度 約 2 万円返還命令 福岡地裁
- ・ 2015 年 5 月 25 日 北海道議 平成 20 年度 約 1952 万円返還命令 札幌地裁
- ・ 2015 年 6 月 24 日 栃木県議 平成 20 年度 約 890 万円返還命令 宇都宮

地裁

- ・ 2015年8月11日 長崎市議 平成22年度 約3190万円返還命令 長崎地裁
- ・ 2015年10月14日 広島市議 平成24年度 36万円返還命令 広島地裁
- <住民監査請求で返還勧告が出た事例> 15/11/2 現在の返還勧告総額は968,289,907円
- ・ 03/1/20 函館市議 平成13年度政務調査費 67,920円返還勧告
- ・ 04/5/26 大館市議 平成14年度政務調査費 48,084円返還勧告
- ・ 03/7/2 一関市議 平成14年度分政務調査費 3,255円返還勧告
- ・ 04/9/9 阪南市議 平成15年度政務調査費 174,205円返還勧告
- ・ 05/4/28 桜井市議 平成15年度政務調査費 8,377円返還勧告
- ・ 05/8/5 滋賀県議 平成12～16年度政務調査費 3,135,235円返還勧告
- ・ 05/8/10 南幌町 平成16年度政務調査費 74,682円返還勧告
- ・ 06/2/24 新宿区議 平成16年度政務調査費 463,855円返還勧告
- ・ 06/7/14 鳥取県議 平成16年度政務調査費 308,566円返還勧告
- ・ 06/8/15 岩手県議 平成17年度政務調査費 135,222円返還勧告
- ・ 06/12/22 東京・目黒区議 平成17年度政務調査費 14,400円返還勧告
- ・ 07/2/2 東京・目黒区議 平成17年度政務調査費 60,000円返還勧告
- ・ 07/2/16 広島市議 平成17年度政務調査費 3,857,326円返還勧告
- ・ 07/2/23 東京・目黒区議 平成17年度政務調査費 54,400円+1,017,240円返還勧告
- ・ 07/3/9 山形市議 平成17年度政務調査費 11,050円返還勧告
- ・ 07/3/12 東京・新宿区議 平成16～17年度政務調査費 2,232,186円返還勧告
- ・ 07/4/26 東京・墨田区議 平成17年度政務調査費 4,907,339円返還勧告
- ・ 07/4/27 東京・目黒区議 平成17年度政務調査費 135,725円返還勧告
- ・ 07/5/28 茨木市 平成17年度政務調査費 12,000円返還勧告
- ・ 07/4/30 枕崎市 平成13年・16年度政務調査費 158,816円返還勧告
- ・ 07/6/7 船橋市議 平成15.16.17年度政務調査費 753,653円返還勧告
- ・ 07/6/15 大阪府議 平成16・17年度政務調査費 341,169,234円返還勧告
- ・ 07/9/21 広島市議 平成18年度 398,190円返還勧告
- ・ 07/10/4 相模原市議 平成18年度 3,246,340円返還勧告
- ・ 07/11/8 調布市議 平成18・19年度政務調査費 156,765円返還勧告

- ・ 07/11/26 京都府議 平成18年度政務調査費 74,993,286 円返還勧告
- ・ 07/11/27 川崎市議 平成17・18年度政務調査費 120,415,357 円返還勧告
- ・ 07/11/28 旭川市議 平成18年度政務調査費 3,001,412 円返還勧告
- ・ 07/12/20 清瀬市議 平成18年度政務調査費 56942 円返還勧告 清瀬市監査委員
- ・ 07/12/25 釧路市議 平成18年度政務調査費 769,101 円返還勧告 釧路市監査委員
- ・ 08/1/11 土浦市議 平成18年度政務調査費 2,667,764 円返還勧告 土浦市監査委員
- ・ 08/1/30 赤磐市議 平成18年度 92,111 円返還勧告
- ・ 08/3/7 神奈川県議 平成15-18年度政務調査費 86,007,037 円返還勧告
- ・ 08/3/28 名古屋市議 H14年度政務調査費 6,923,885 円返還勧告
- ・ 08/5/20 釧路市議 H18年度分 906,196 円返還勧告
- ・ 08/5/23 玉野市議 H18年度政務調査費 411,004 円返還勧告 玉野市監査委員
- ・ 08/5/29 茨木市議 H18年度政務調査費 550980 円返還勧告 茨木市監査委員
- ・ 08/5/30 青森市議 H18年度青森市議政務調査費 2,235,753 円返還勧告
- ・ 08/6/27 京都市議 H18年度政務調査費 134,318,239 円返還勧告 京都市監査委員(個別外部監査)
- ・ 08/6/27 山形市議 H19年4月分政務調査費 25,815 円返還勧告 山形市監査委員
- ・ 08/6/2 赤磐市議 平成18年度 3,970 円返還勧告
- ・ 08/9/30 城陽市議 H19年度分政務調査費 195,194 円返還勧告 城陽市監査委員
- ・ 08/10/26 那珂市議 平成19年度分 171,838 円返還勧告
- ・ 08/10/31 八戸市議 H19年度分 135,989 円収支報告書訂正勧告(返還勧告は0円) 八戸市監査委員
- ・ 08/11/13 小山市議 H19年度分 60,670 円返還勧告 小山市監査委員
- ・ 08/11/17 鳥取県議 H19年度分 7,200 円返還勧告 鳥取県監査委員

- ・ 09/1/30 渋谷区議 H19 年度分 829,535 円返還勧告 渋谷区監査委員
- ・ 09/4/17 豊見城市議 H19 年度分 149960 円返還勧告＋全支出再精査勧告  
豊見城市監査委員→ 291,325 円返還命令
- ・ 09/6/8 岡山市議 H19 年度分 2,063,034 円返還勧告 岡山市監査委員
- ・ 09/6/23 掛川市議 H18-19 年度分 49124 円返還勧告 掛川市監査委員
- ・ 09/6/25 青梅市 H19 年度分 126,075 円返還勧告
- ・ 09/6/29 杉並区 H19 年度分 3,523,520 円返還勧告
- ・ 09/7/24 京都市 H19 年度分 71,218,362 円返還勧告
- ・ 09/11/17 福井県 H20 年度分 2,184,209 円返還勧告（同日発表された定期監査での発覚分 6,134,502 円の中に含まれる）
- ・ 10/1/15 宮崎県日向市 H20 年度分 70,157 円返還勧告
- ・ 10/2/22 山梨県 H20 年度分 議員の出席が確認できなかった 7 件 34,000 円について「支出が認められない」としながらも、「政務調査費支出額が交付額を上回っているため、県へ返還すべき額は生じない」とした。一方、対象となった議員 4 名は 330 万円全額を返還した。
- ・ 10/2/22 倉敷市 H20 年度分 93,785 円の返還勧告
- ・ 10/3/29 千葉市 H20 年度分 4,928,369 円返還勧告（事務所費）
- ・ 10/5/26 仙台市 H20 年度分 4,505,246 円返還勧告
- ・ 10/5/28 川崎市 H20 年度分 領収書改ざん 1,580,950 円は違法だが返還済みのため勧告なし
- ・ 10/5/28 高松市 H20 年度分 3,400 円返還勧告
- ・ 10/5/28 野田市 H20 年度分 117,000 円返還勧告
- ・ 10/5/28 広島市 H20 年度分 779,004 円返還勧告
- ・ 10/5/31 千葉市 H20 年度分 3,654,195 円返還勧告
- ・ 10/6/21 岡山市 H20 年度分 1,915,852 円返還勧告
- ・ 10/7/12 栃木県 H20 年度分 462,989 円返還勧告
- ・ 10/7/13 神奈川県 H20 年度分 2,895,509 円返還勧告
- ・ 10/7/20 川口市 H20 年度分 314,819 円返還勧告
- ・ 10/9/27 仙台市 H17-19 年度分 10,105,000 円返還勧告
- ・ 10/11/29 福井県 H21 年度分 30万7275 円返還勧告
- ・ 10/12/6 桑名市 H21 年度分 609,235 円返還勧告
- ・ 11/1/20 五條市 H21 年度分 463,674 円返還勧告
- ・ 11/2/10 福井市 H21 年度分 947,780 円返還勧告
- ・ 11/2/10 杉並区 H21 年度分 452,439 円返還勧告

- ・ 11/3/28 長崎市 H 2 1 年度 29,829,850 円返還勧告
- ・ 11/6/21 岡山県 H 2 1 年度 209,963 円返還勧告
- ・ 11/6/22 鳥取県 H 2 1 年度 865,310 円返還勧告
- ・ 11/6/24 岡山市 H 2 1 年度 4,420 円返還勧告
- ・ 11/7/22 栃木県 H 2 1 年度 481,455 円返還勧告
- ・ 11/12/27 福井県 H22 年度 987,926 円返還勧告  
(住民監査請求分は 550,386 円。定期監査分は 787,448 円。重複を除く)
- ・ 12/4/26 市原市 H 2 2 年度 6,577,563 円返還勧告
- ・ 12/7/26 栃木県 H 22 年度 769,578 円返還勧告
- ・ 12/8/20 川口市 H22.4-H23.4 分 1,293,404 円返還勧告
- ・ 12/11/9 広島市 H23 年度 23,787 円返還勧告
- ・ 12/12/6 豊明市 H23 年度 27,820 円返還勧告
- ・ 13/1/28 福井市 H23 年度 130,720 円返還勧告
- ・ 13/4/5 仙台市 H23.9-H24.3 分 1,254,931 円返還勧告
- ・ 13/5/7 川口市 H21 年度 628,308 円返還勧告
- ・ 13/7/26 栃木県 H23 年度 458,780 円返還勧告
- ・ 13/8/19 鳥取県 H23 年度 80,737 円返還勧告
- ・ 13/12/26 生駒市 H24 年度 16,765 円返還勧告
- ・ 14/7/24 栃木県 H24 年度 162,756 円返還勧告
- ・ 14/12/25 堺市 H25 年度 4,124,795 円返還勧告
- ・ 15/2/13 安曇野市 H25 年度 39,936 円返還勧告
- ・ 15/3/16 富田林市 H25 年度 447,400 円返還勧告
- ・ 15/7/23 栃木県議 H25 年度 87,801 円返還勧告
- ・ 15/10/15 愛知県議 H23 年度-H27.4 月分 知事に対して調査研究費に該当するか判断して必要な措置を講ずるよう勧告 (625 万円分)
- ・ 15/10/29 堺市議 H22-26 年度 10,408,171 円返還勧告

## 7 政務活動費関係文書のあるべき開示基準

このように政務活動費はかつての食糧費や知事交際費以上の悪の温床となっているのであるから、「議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにする目的」「県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与する目的」という県議会条例の目的からして「個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられる」ので、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に当たり得ると解釈されるべきである。

もちろん政務活動費関係文書であっても個人のプライバシー性の高いものもあり得るので常に公開とはいかないであろう。しかし、事務所の家賃の支出相手や具体的な活動内容が記載されていない政務調査業務従事費・委託費の支出相手のような場合は、たとえ個人名が公開され一般に知られるところとなったとしても、それが不名誉だとか、それによって何らかの不利益を被るなどということはおよそ想定し難い。仮に何らかの不利益を被るおそれがあるとしても、公金である政務活動費を受領する以上はその程度の不利益は受忍限度の範囲内と考えるべきである。

## 8 結論

本件不開示となった政務調査費は、いずれも事務所の賃料や政務調査従事費用であるから受忍すべき範囲内といえる。従って県議会条例第8条第2号に該当しない。

## 第2 県議会条例第8条による裁量開示がなされるべきこと

- 1 県議会条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」とする。本条は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該行政文書を開示することができることを定めたものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときということである。

なお、「公益」とは、具体的には、開示請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。

- 2 本件で不開示とされた公文書には政務調査（活動）費の不正支出の証拠が記載されていること

異議申立人が開示請求した公文書は、安部孝県会議員の平成22年、23年、25年、26年度分の政務調査（活動）費に関する一切の文書である。

安部孝議員は、宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年11月27日より宮城県議会議長の役職にある。そして宮城選挙区選出議員として松島町、利府町にそれぞれ事務所を持ちながら、仙台市内においても氏が共有持分を有する不動産を賃借して事務所を構えている。



る条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（上記条例16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（上記条例11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（上記条例2条）、今回問題となっている事務所費については「議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定められている（上記条例別表）。

そして宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」によれば、事務所費の充当指針について、①「事務所が自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合は、事務所賃借料に充当することは不相当である。」、②事務所経費に政務活動費を充当できるための事務所の要件は「事務所としての外形上の形態を有していること（〇〇議員事務所等の看板設置等）」と定められている。

しかし、安部孝議員の仙台事務所には事務所としての外形上の形態がない。すなわち、安部孝議員の現在の仙台事務所のある仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物には「産婦人科」という複数の看板が掲げられているだけで、安部孝議員の事務所であることを示す看板、プレート等は同建物周辺に存在しない。したがって、現在の仙台事務所は、事務所としての外形上の形態を有していない。

また、平成24年5月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮1108号室についても、居住用マンションの一室であるからそもそも事務所として利用することはできない。そのような居室に賃借人に過ぎない安部孝議員が事務所であることを示す看板等を設置できたとは考え難い。したがって、平成24年5月まで仙台事務所が置かれていたライオンズマンション雨宮1108号室についても事務所としての外形上の形態を有していなかった。

したがって、安部孝議員が平成21年4月以降仙台事務所として使用した不動産について賃料や光熱費等を支払うことは事務所費の充当指針に違反する。

さらに、安部孝議員が賃借している仙台事務所は生計を一にする親族が所有する事務所である疑いが濃厚である。すなわち、上記のとおり仙台市青葉区堤通雨宮町4-34所在の建物は、〇〇氏が共有持分を有し、同氏が平成7年8月1日以降居住している建物である。自分の自宅を安倍孝議員の仙台事務所として使用させていることからすれば、〇〇氏と安部孝議員は親密な関係にあることが推認される。そして安倍孝議員は、宮城選挙区選出議員として松島町、利府町にそれぞれ事務所を持っており、これとは別に仙台市内に事務所を設ける必要はない。過去においてお仙台市を選挙区としない議員で仙台市内に事務所を設けたケースは、気仙沼を選挙区とする複数の議員が共同で設けた例が1例あるのみである。全く必要性のない事務所を〇〇氏の自宅に置いていることは、安部孝議員はそこで〇〇氏と同居していると考えるのが合理的である。さらに〇〇氏は安部孝県政報告会において安部孝議員の夫人として振る舞っているとの情報もある。その上安部孝議員の平成24年以降の政治資金収支報告書においては会計責任者として〇〇氏と記載されているが、これは〇〇氏と考えられる。これらの事情を総合すれば、両者が内縁関係にある疑いが濃厚である。両者が内縁関係にあるとすれば、〇〇氏は安部孝議員と「生計を一にする親族」の関係にあることになる。

そして、安部孝議員は平成24年6月以降、大隆株式会社に賃料を支払っているところ、大隆株式会社は、〇〇氏が取締役を務め、本店所在地は〇〇氏の住所であり、賃貸借物件は〇〇氏が共有持分を有する物件なのであるから、実質的には〇〇氏に支払っているのと同様である。

本件で不開示とされた「領収書等添付票」は、平成21年4月から平成24年5月までの仙台事務所の賃料の支払先である。上記事情に照らせばそこには、賃料の領収証の名義人として〇〇氏の名前が記載されているはずである。つまり、本件で不開示とされた公文書には政務調査（活動）費の不正支出の証拠が記載されている疑いが濃厚なのである。

### 3 比較衡量

政務調査費関係文書が一般的に公益上開示の必要性が高い文書であることは既に述べたとおりである。

ことに本件は、上記のとおり、現職の県議会議長が、政務調査（活動）費を不正に支出した証拠が記載されていると考えられる。

従って本件では、本件文書を開示することによって本件政務調査費の支出が適正であったかどうかをチェックし、もって政務調査費の使途の適正を図るといふ公益と、賃料や政務調査従事費用が公にされないことによる利益が比較衡量されることになるが、前者の方が遙かに勝ることは誰の目にも明らかである。

#### 4 結論

仮に、本件不開示となった文書に、県議会条例第8条2号に該当する非開示情報が記録されていると解した場合であっても、本件では公益上特に必要があると認められるので、県議会条例第8条による裁量開示がなされるべきである。

以上